

大阪市水道事業管理規程第8号

大阪市水道局内部統制基本規程の一部を改正する規程

大阪市水道局内部統制基本規程（令和3年大阪市水道事業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(水道事業等内部統制責任者等)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 局責任者は大阪市水道局長（以下「局長」という。）をもって充て、副責任者は大阪市水道局事務分掌規程（昭和39年大阪市水道事業管理規程第10号）第2条第2項に規定する<u>局所管業務に係る重要事項の調査、企画及び総合調整に関する事務を所管する理事（以下「重要事項の調査等を所管する理事」という。）並びに局所管業務に係る技術的事項の統括に関する事務を所管する理事（以下「技術的事項の総括を所管する理事」という。）</u>をもって充てる。</p> <p>3 副責任者は、局責任者を補佐するとともに、局責任者に事故があるとき又は局責任者が欠けたときは、<u>副責任者のうち重要事項の調査等を所管する理事、技術的事項の総括を所管する理事の順序でその職務を代行する。</u></p>	<p>(水道事業等内部統制責任者等)</p> <p>第4条 [同左]</p> <p>2 局責任者は大阪市水道局長（以下「局長」という。）をもって充て、副責任者は大阪市水道局事務分掌規程（昭和39年大阪市水道事業管理規程第10号）第2条第2項に規定する<u>局所管業務に係る技術的事項の統括に関する事務を所管する理事</u>をもって充てる。</p> <p>3 副責任者は、局責任者を補佐するとともに、局責任者に事故があるとき又は局責任者が欠けたときは、<u>その職務を代行する。</u></p>
<p>備考 表中の[ ]の記載は注記である。</p>	

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。